

【資料 1】池袋駅周辺地域再生委員会における検討経過

第 1 回再生委員会 (平成 27 年 7 月 27 日)	・特定都市再生緊急整備地域の指定について ・関連計画及び過年度の検討経過・状況について ・今後の検討内容・スケジュールについて
第 2 回再生委員会 (平成 27 年 10 月 14 日)	・池袋駅周辺地域まちづくりの将来像について ・今後のスケジュールについて
第 3 回再生委員会 (平成 28 年 3 月 28 日)	・池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン(案)について ・今後のスケジュールについて
第 4 回再生委員会 (平成 28 年 6 月 30 日)	・池袋駅周辺地域まちづくりガイドラインについて ・パブリックコメント実施状況 ・ガイドライン(最終案)の確認 ・今年度の検討スケジュールについて ・基盤整備方針の検討 ・池袋駅案内サインの整備

【資料2】池袋駅周辺地域再生委員会 委員名簿

団体名	所属・役職	氏 名	備 考
日本大学	理工学部 土木工学科 教授	きし い たか ゆき 岸 井 隆 幸	委員長
東京大学	工学部 建築学科 教授	くま けん ご 隈 研 吾	特別委員 (都市政策顧問)
東京工業大学	工学部 社会工学科 教授	なか い のり ひろ 中 井 候 裕	副委員長
東京大学	工学系研究科 社会基盤学専攻 教授	は とう えい じ 羽 藤 英 二	
東京都 都市整備局	技監兼都市づくり政策部長事務取扱	うえ の ゆう いち 上 野 雄 一	
東京都 都市整備局	都市基盤部長	なか じま たか し 中 島 高 志	
東京都 建設局	道路管理部長	いま むら あつ お 今 村 篤 夫	
東日本旅客鉄道(株)	投資計画部 担当部長	お やま ひろし 小 山 宏	
西武鉄道(株)	執行役員 計画管理部長	まつ もと こう いちろう 松 本 康 一 郎	
東武鉄道(株)	生活サービス創造本部 池袋まちづくり推進部長	た なべ てつ や 田 邊 哲 也	
東京地下鉄(株)	鉄道本部 鉄道統括部長	よね あきら 米 彰	
(株)東武百貨店	広報部長兼総務部担当部長	や しき かず のぶ 屋 敷 一 伸	
(株)西武プロパティーズ	専務取締役	た い ち ひでたか 田 井 地 英 隆	
(株)そごう・西武	総務部 シニアオフィサー	た なか ひろ ゆき 田 中 博 之	
(株)池袋ショッピングパーク	総務部長	たけ だ やす し 武 田 安 史	
(株)パルコ	開発部 部長	たけ した とおる 竹 下 徹	
(一社)東京バス協会	常務理事	に い だ はる き 二 井 田 春 喜	
(公財)東京タクシーセンター	常務理事	はや と かず みち 早 戸 和 道	
東京商工会議所豊島支部	会長	すず き まさ み 鈴 木 正 美	
豊島区商店街連合会	会長	あ だち いさお 足 立 勲	
豊島区町会連合会	会長	なか むら じょう いち 中 村 丈 一	
豊島区観光協会	会長	さい き まさ よし 齊 木 勝 好	
池袋駅西口地区 市街地再開発準備組合	理事長	ご とう ふみ お 後 藤 文 男	
池袋駅西口地区 事業協力者	三菱地所(株) 都市開発二部 部長	こ ばり たか し 小 張 貴 史	
旧庁舎跡地活用代表事業者	東京建物(株) 執行役員 都市開発事業部長	い ずみ あきら 和 泉 晃	
としまF1会議	委員	やま だ あ き こ 山 田 亜 紀 子	
UR都市機構	東日本都市再生本部 事業推進部 担当部長	おお た けん 太 田 謙	
豊島区	副区長	やど もと しょう ご 宿 本 尚 吾	
	危機管理監	いま うら ゆう き 今 浦 勇 紀	
	文化商工部長	お ざわ こう いち 小 澤 弘 一	
	都市整備部長	さい とう まさ と 齊 藤 雅 人	
	地域まちづくり担当部長	おく しま まさ のぶ 奥 島 正 信	
	土木担当部長	いし い のぼる 石 井 昇	
国土交通省	都市局 街路交通施設課 企画専門官	くり た やす まさ 栗 田 泰 正	オブザーバー参加
	都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室長	なか むら けん いち 中 村 健 一	オブザーバー参加
豊島区(事務局)	都市整備部都市計画課長	みや がわ かつ ゆき 宮 川 勝 之	事務局
	都市整備部再開発担当課長	いく た ひろ ふみ 活 田 啓 文	事務局
	都市整備部交通・基盤担当課長	はら しま かつ のり 原 島 克 典	事務局

平成28年7月現在

【資料３】池袋駅周辺地域再生委員会設置要綱

制定 平成 27 年 7 月 10 日

改定 平成 28 年 6 月 29 日

（設 置）

第 1 条 池袋駅及び東池袋駅を中心とした地域（以下「検討エリア」という。）において、国際競争力に資するまちづくりや都市基盤の整備方策等を調査検討するため、池袋周辺地域再生委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 検討エリアのガイドラインの策定に関すること
- (2) 検討エリアの基盤整備方針の策定に関すること
- (3) その他委員会が必要と認めたこと

（組 織）

第 3 条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 学識経験者 | 6 人以内 |
| (2) 国・都・UR 都市機構 | 7 人以内 |
| (3) 検討エリア内に事務所又は営業所を置く事業者 | 13 人以内 |
| (4) 区内団体 | 4 人以内 |
| (5) 検討エリア内のまちづくり団体 | 3 人以内 |
| (6) 豊島区 | 7 人以内 |

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、あらかじめ区長が指名した者とする。
- 3 委員長は会務を統括し、委員会の議事運営を行う。
- 4 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代理する。

（運 営）

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員を追加することができる。

（部会及びワーキンググループ）

第 6 条 委員会は、委員会を補佐するための部会を置くことができる。

- 2 部会及び部会員は、別記 1 のとおりとする。
- 3 委員長は、必要に応じ、部会及び部会員を追加することができる。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置くものとし、部会長及び副部会長並びに運営については、第 4 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定の委員長を部会長に、副委員長を副部会長、委員を部会員と読み替えて適用する。
- 5 部会長は、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

(庶 務)

第 7 条 委員会及び部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 29 日)

この要綱は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。

別記 1 :

部会名	所掌事項	組 織
基盤検討部会	池袋駅周辺の 都市基盤（道 路・駅前広 場・デッキ等） の検討	(1) 学識経験者 4 人以内 (2) 国・都・UR 都市機構 10 人以内 (3) 検討エリア内に事務所又は営業所を置く事業者 13 人以内 (4) 検討エリア内のまちづくり団体 4 人以内 (5) 豊島区 9 人以内

池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン

平成 28(2016)年 7 月

編集・発行 池袋駅周辺地域再生委員会

事務局 豊島区都市整備部都市計画課

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2-45-1

電話 03-3981-1111(代表)

e-mail A0022603@city.toshima.lg.jp